

●香川県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、介護老人保健施設かわたを指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成29年7月7日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 略			1 略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
医療法人ブルースカイ介護老人保健施設観音寺ケアセンター	略		医療法人ブルースカイ介護老人保健施設観音寺ケアセンター	略	
介護老人保健施設かわた	観音寺市茂木町5-5-32	平成29年6月29日			
社会福祉法人津田福祉会介護老人保健施設さわやか荘	略		社会福祉法人津田福祉会介護老人保健施設さわやか荘	略	
略			略		
3～5 略			3～5 略		